

改正

平成27年12月8日条例第35号

大樹町総合計画策定審議会条例

(設置)

第1条 本町に、大樹町総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、総合計画の策定に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員40人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 関係団体・組織を代表する者
- (2) 識見を有する者
- (3) 地域を代表する者
- (4) 一般公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する町長の諮問事項に係る答申が終了したときまでとする。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長1名及び副会長若干名を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、町長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、審議事項について必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 総合計画に関する諮問事項を専門的に審議するため、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会の所掌事項は、会長が審議会に諮って定める。
- 3 部会に属すべき委員は、会長の指名するところによる。
- 4 部会に部会長を置き、部会委員の互選により定める。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会委員がその職務を代理する。
- 6 部会の会議は、前条の規定を準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画商工課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月8日条例第35号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。